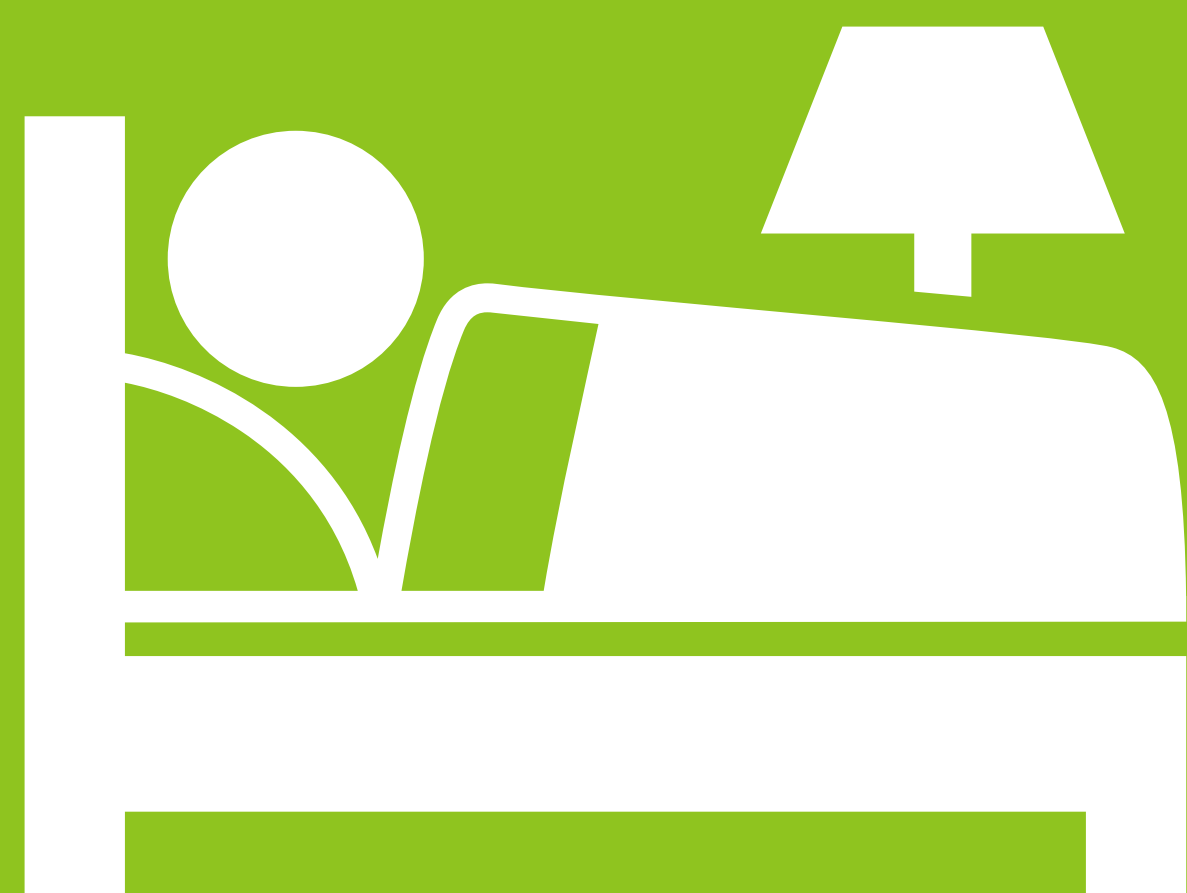


福岡市内に宿泊されるみなさまへ

宿泊税 のご案内

關於福岡市住宿稅 的介紹

FUKUOKA CITY



Accommodation
TAX

숙박세
住宿稅
住宿稅

九州のゲートウェイ都市としての利便性や魅力を高めるため、観光資源の魅力向上や受入環境の整備などに活用します。

住宿稅旨在整備觀光資源魅力和充實接納環境，以提升九州作為門戶市的便利性及魅力。



支払い方法

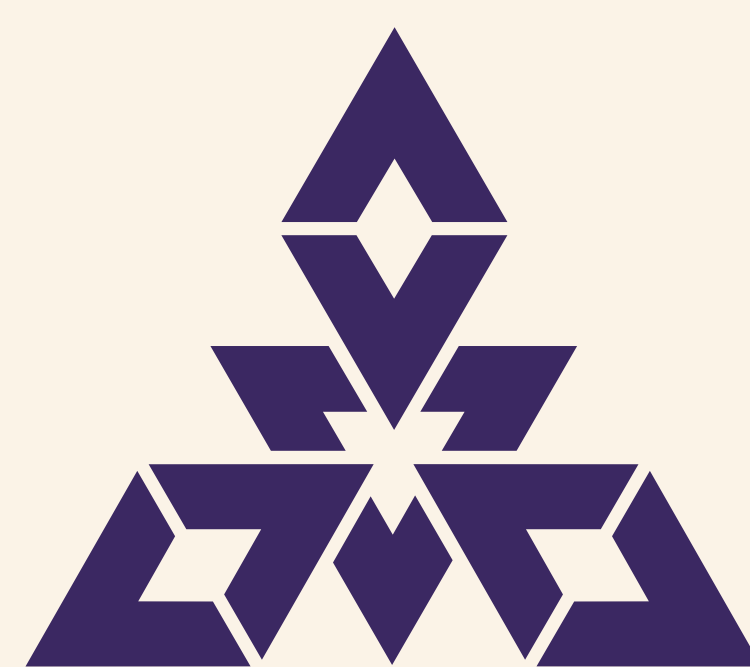
宿泊料金の支払方法に応じて、宿泊施設等にお支払いください。
(納付された宿泊税は、宿泊事業者が福岡市へ申告納入します。)

支付方式

請依照住宿費用的支付方式，支付給住宿設施等。
(住宿事業主會將代收的住宿稅申報並繳納給福岡市。)

宿泊料金 (1人1泊)	税率	住宿費用 (1人1晩)	税率
20,000円未満	200円 (うち県税50円)	未滿 20,000 日圓	200 日圓 (其中縣稅 50 日圓)
20,000円以上	500円 (うち県税50円)	20,000 日圓以上	500 日圓 (其中縣稅 50 日圓)

ここでいう宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。
※福岡市内を除く福岡県内の税率は、宿泊料金にかかわらず一律200円となります。



福岡市

FUKUOKA CITY

【お問合せ】
福岡市財政局税務部法人税務課
福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
博多区役所9階
TEL/092-292-2496 FAX/092-292-4173
URL/www.city.fukuoka.lg.jp

